

2024年度

日建学院

試験直前の重要数字チェック!

賃貸不動産 経営管理士

本試験
直前



チェック
ポイント

無料

今年も
やります!

WEB採点 サービス

あなたの得点をメールでお知らせ!!

本試験終了後
受付スタート!!

STEP 1

日建学院 WEB採点
ページへアクセス!!

日建 WEB採点 検索



STEP 2

解答入力フォームに
あなたの解答を入力!!



or



ドコよりも
早く!!

STEP 3

あなたの得点を
メールでお知らせ!!

19:00頃の予定です





重要数字攻略ドリル①

✓ 賃貸住宅管理業法

➡ 正解は4ページ

(1) 賃貸住宅管理業者の登録制度	① 賃貸住宅の管理戸数が 戸以上であれば、国土交通大臣の登録が必要(戸未満の場合は、任意で登録可)。 ② 登録の有効期間は 年 ③ 登録の更新は、有効期間の満了の日の 日前から 日前までの間に、登録申請書を国土交通大臣に提出。 ④ 国土交通大臣は、賃貸住宅管理業者が登録を受けてから 年以内に業務を開始せず、又は引き続き 年以上業務を行っていないと認めるときは、登録の取消し可。
(2) 業務管理者	賃貸住宅管理業者は、その営業所又は事務所ごとに、 人以上の業務管理者を選任しなければならない。
(3) 欠格事由	① 所定の事由で登録を取り消され、取消日から 年を経過しない者。 ② 法人が登録を取り消された場合、その取消日前 日以内にその法人の役員であった者で取消日から 年を経過しない者。 ③ 一定の刑罰に処せられ、刑の執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から起算して 年を経過しない者。
(4) 廃業等の届出	賃貸住宅管理業者である個人が死亡したときは、賃貸住宅管理業者の相続人は、その事実を知った日から 日以内に、その旨を国土交通大臣に届け出なければならない。
(5) 帳簿の備付け等	賃貸住宅管理業者は、その営業所又は事務所ごとに、その業務に関する帳簿を備え付け、委託者ごとに管理受託契約について一定の事項を記載する。 当該帳簿は、各事業年度の末日をもって閉鎖し、閉鎖後 年間保存。
(6) 委託者への定期報告	賃貸住宅管理業者は、管理受託契約を締結した日から 年を超えない期間ごとに、業務の実施状況等を委託者に対して定期的に報告する。
(7) サブリース規制	① 迷惑時間の勧誘として禁止されるのは、一般的には午後 時から午前 時までの時間帯。 ② サブリース業者は、事業年度経過後 か月以内に業務状況調書等を作成しなければならない。 ③ 業務状況調書等の保管期間は、備え置かれた日から 年を経過する日までの間。

✓ 賃貸借契約

➡ 正解は4ページ

(1) 契約期間

- ① 借地借家法上の建物賃貸借
 - ア. 普通借家では、年未満の契約期間を定めると、期間の定めがない契約となる。
 - イ. 定期借家では、年未満の契約期間を定めることも可能。
 - ウ. 普通借家、定期借家ともに契約期間に上限はなく、年を超える契約期間を定めることも可能。
- ② 更新拒絶の通知と法定更新

期間の定めがある建物賃貸借において、期間満了の年前からか月前までの間に、相手方に対し更新しない旨の通知をしなければ、従前の契約と同一の条件で契約を更新したものとみなされる(法定更新)。

(2) 定期建物賃貸借

- ① 終了通知

契約期間が年以上の場合、賃貸人は、期間満了の年前からか月前までの間に、期間満了により賃貸借契約が終了する旨を通知する必要がある。なお、契約期間が年未満の場合、終了通知は不要。
- ② 通知期間経過後の通知

通知期間経過後でも、改めて契約が終了する旨の通知をすれば、通知後か月を経過すると契約の終了を賃借人に対抗することができる。
- ③ 居住用建物の中途解約

賃借人からの中途解約ができるのは床面積㎡未満の居住用建物で、申入れからか月経過後に契約は終了する。

(3) 賃料債権の時効消滅

- 賃料債権が時効により消滅するのは、次のいずれかの場合。
- ① 債権者が権利を行使することができることを知った時から年間行使しないとき。
 - ② 権利を行使することができる時から年間行使しないとき。

(4) 賃貸借契約の終了

- ① 期間の定めがない賃貸借の解約申入れ
 - ア. 賃貸人からの申入れ：か月経過後で契約終了(要正当事由)
 - イ. 賃借人からの申入れ：か月経過後で契約終了
- ② 賃貸住宅標準契約書における中途解約
 - ア. 賃借人は、賃貸人に対して少なくとも日前に解約の申入れを行うことで、中途解約できる。
 - イ. 賃借人は、解約申入れの日から日分の賃料を賃貸人に支払うことで、解約申入れの日から起算して日を経過する日までの間、いつでも中途解約できる。



重要数字攻略ドリル②

(5) 建物明渡猶予制度

競売により第三者が建物を買い受け、賃借人がその買受人に対して賃借権を対抗できない場合でも、競売手続開始前から賃借人が建物を使用していれば、買受けから か月間は明渡しが猶予される。

✓ 維持保全

→ 正解は4ページ

(1) 建築基準法 (共同住宅の居室等)

- ① 住宅の居室には、原則として、床面積の 分の1以上の換気に有効な開口部が必要。
- ② 共同住宅では、その階における居室の床面積の合計が100㎡(耐火、準耐火構造の場合は200㎡)を超える場合は、原則として、避難するための直通階段を 以上設ける。
- ③ 居室の天井高は、 m以上とする。
- ④ 住宅の居室では、開口部の面積のうち、採光に有効な部分の面積は、原則として、その居室の床面積の 分の1以上としなければならない(一定の照度を確保した場合は、 分の1まで緩和可)。
- ⑤ 住戸の床面積の合計が100㎡を超える階では、両側に居室のある場合には、 m以上の廊下の幅が必要(それ以外の場合は、 m以上)。
- ⑥ 直上階の居室の床面積の合計が200㎡を超える階では、 cm以上の階段の幅が必要とされる。
- ⑦ 屋外階段では、 cm以上の階段の幅が必要。
- ⑧ 共同住宅では、 階以上の階でその階に居室を有するものについては、居室の床面積にかかわらず、直通階段を 以上設けなければならない。

(2) 換気設備

- ① 第 種機械換気は、給気及び排気にファンを用いる方式。
- ② 第 種機械換気は、室内が負圧になるため、他の部屋へ汚染空気が入らない方式。

(3) 給排水設備

ガス給湯機に表示される号数は、1分間に現状の水温+ °Cのお湯をどれだけの量(リットル)を出すことができるかを表した数値。

(4) 電気設備

住戸に供給される電力の単相 線式では、 本の電線のうち真ん中の中性線と上または下の電圧線を利用すれば ボルト、中性線以外の上と下の電圧線を利用すれば ボルトが供給できる。

(5) 消防設備

共同住宅は、賃貸物件であっても、収容人員が 人以上の場合は防火管理者を定め、防火管理を行うことが必要。



重要数字攻略ドリル [正解]

賃貸住宅→ 管理業法

- (1) ① 200、200 ② 5 ③ 90、30 ④ 1、1
(2) 1
(3) ① 5 ② 30、5 ③ 5
(4) 30
(5) 5
(6) 1
(7) ① 9、8 ② 3 ③ 3

賃貸借契約→

- (1) ① ア. 1 イ. 1 ウ. 50 ② 1、6
(2) ① 1、1、6、1 ② 6 ③ 200、1
(3) ① 5 ② 10
(4) ① ア. 6 イ. 3 ② ア. 30 イ. 30、30
(5) 6

維持保全→

- (1) ① 20 ② 2 ③ 2.1 ④ 7、10 ⑤ 1.6、1.2
 ⑥ 120 ⑦ 90 ⑧ 6、2
(2) ① 1 ② 3
(3) 25
(4) 3、3、100、200
(5) 50